

平成19年6月26日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
国際石油開発帝石ホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒 田 直 樹

第1回定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第1回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第1期(自平成18年4月3日至平成19年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容について報告いたしました。

2. 第1期(自平成18年4月3日至平成19年3月31日)計算書類報告の件

本件は、上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期の期末配当は普通株式および甲種類株式1株につき、それぞれ7,000円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴う変更につき、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 取締役16名選任の件

本件は、原案のとおり、取締役に松尾邦彦、梶岡雅俊、黒田直樹、松野尚武、喜田勝治郎、藤井睦久、牧武志、由井誠二、佐野正治、坂本明範、伊藤成也、若杉和夫、吉村尚憲、平井茂雄の14氏が再選され、また、古川恭介、香川幸之の両氏が新たに選任されました。

なお、若杉和夫、吉村尚憲、香川幸之、平井茂雄の4氏

は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、当社定款附則第6条に基づき、各取締役の任期は平成20年9月30日までとしております。

本件に関しましては、甲種類株主総会の不開催について、甲種類株主から、当社定款の規定に基づき当社が行った調査の結果および当社が甲種類株主総会の不開催を判断するに至った全ての資料によれば、当社普通株式の約69%を占める同株主および国内事業法人の保有分については、当社普通株式に係る総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有する事実は認められず、また、残りの保有分についても上記調査の結果ほぼ該当しないことが判明している状況等に鑑み、招集通知に記されている当社提案が原案のまま承認され、かつ、これらの議案以外の議案が承認されないことを条件として異議申立てを行わない旨の通知を事前に受領しており、これにより、被選人者は第1回定時株主総会終結の時をもってそれぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役5名選任の件

本件は、原案のとおり、監査役に林 滋、佐藤 弘の両氏が再選され、また、戸恒東人、渡辺 滋、望月孝一の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、戸恒東人、佐藤 弘、望月孝一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第5号議案

退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり、退任取締役 故 磯野 啓、佐藤純二の両氏、および、退任監査役 川 信雄、辻 亨、品川道久の3氏に対し、それぞれその在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することにつき承認可決されました。

第6号議案

役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり、取締役15名に対し総額104,650,000円(うち社外取締役3名に対し3,000,000円)、監査役4名に対し総額5,350,000円の役員賞与を支給することにつき承認可決されました。

本総会終了後の取締役会において、代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、平成19年6月26日現在における代表取締役および役付取締役は、次のとおりとなりました。

代表取締役会長	松尾邦彦
代表取締役	梶岡雅俊
代表取締役社長	黒田直樹

また、本総会終了後の監査役会において、常勤監査役として林 滋、戸恒東人、渡辺 滋の3氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

~~~~~

#### 期末配当金のお支払いについて

口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」のとおり、ご指定口座に振込手続をいたしましたので、ご確認ください。

口座振込をご指定されていない方は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡しの期間(平成19年6月27日から平成19年7月31日まで)内に、お近くの郵便局でお忘れなくお受け取り願います。

以上